

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

- ・ 鶏用以外の飼料に用いてはならないアルカリ性プロテアーゼ（その3）（*Bacillus licheniformis* が産生するアルカリ性プロテアーゼ）について、使用の対象に豚用飼料を追加するため、省令別表第1の1の（2）に、アルカリ性プロテアーゼ（その3）については豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定する。

3 施行期日
公布の日